

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年4月30日

福島市商工観光部
観光交流推進室

番号	質問事項	内容	回答
1	5 委託業務内容 (1) SNSを活用した魅力発信	投稿を行う「福島市観光交流推進室公式Instagramアカウント(繁体字)」は受託者で新規に開設する必要があるか。すでにある場合はどのアカウントが対象となるかご教授ください。	「福島市観光交流推進室公式Instagramアカウント(繁体字)」につきましては、業務委託期間開始前に当方において新規開設する予定としております。
2	5 委託業務内容 (2) Instagramキャンペーンの実施	「景品の配布場所は本市内の指定の場所において行うことを基本とする。」とあるが、対象者への景品の配布も受託者で対応をする必要があるか。	景品の配布については、必ずしも受託者が実施するものとは限らず、配布場所への依頼等により実施いただいても問題ございません。
3	5 委託業務内容 (3) インフルエンサーと連携したプロモーション	「台湾向けに影響力を有する在日インフルエンサーを1名以上起用すること。」とあるが、費用が上限額に収まるのであれば、台湾在住のインフルエンサーを招聘してプロモーションを行うことは可能か。	インフルエンサーの起用については、招聘に伴う費用増が見込まれますので、在日インフルエンサーに限るものとします。
4	5 委託業務内容 (4) 在日外国人と連携したプロモーション	「動画の質の向上を目的とした、動画制作に関する研修等を実施すること。」とあるが、研修方法はオンラインによるレクチャーでも問題ないか。	研修方法について指定はございません。台湾向けプロモーションにおいて効果的な方法をご提案下さい。
5	7 本委託の実施上の留意事項等 (2) 特記事項	「①受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)を譲渡する。」とあるが、本業務でインフルエンサーや在日外国人が自身のSNSで情報発信した写真や動画、テキストは含まれない理解でよいか。	お見込みのとおりです。
6	アカウント運用方針	繁体字アカウントの開設または既存アカウントの言語対応について、本市としての方針や過去の運用の考え方があればご教示ください。	繁体字アカウントの運用にあたっては、投稿等の言語は繁体字により統一することを想定しております。また、日本語表記は必須とはしておりません。
7	Instagram投稿のLP化の定義	仕様書の「作成するInstagram投稿をランディングページ(LP)として機能させる」との記載について確認です。外部のWebサイトを別途構築するのではなく、Instagramを総合的に最適化することで、アカウント全体をLPとして機能させる(情報の集約・行動喚起を行う)という認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	プレゼントの調達責任	プレゼントキャンペーンの賞品(クーポンや福島市特産品等)の選定および調達費用は、本業務の委託費に含まれる(受託者負担)のでしょうか。もしくは事業者様などにお得なクーポンなどの協力を頂くことも可能でしょうか。	プレゼントキャンペーンの景品の選定および調達費用に掛かる費用は委託費に含まれるものとしておりますが、景品の内容につきましては、効果的な内容をご提案下さい。
9	プレゼント運用と共同投稿	プレゼントキャンペーン実施にあたり、応募受付を行うアカウントは必ず「福島市観光交流推進室公式アカウント」で行う必要がありますか。また、投稿のリーチ拡大や台湾市場への訴求力を高めるため、他の効果的なメディア等と共同投稿機能(コラボレーション機能)を利用することは可能でしょうか。	応募受付等のキャンペーンの運営に係る業務については、「福島市観光交流推進室公式Instagramアカウント(繁体字)」を使用することとしております。なお、周知については、効果的な他媒体での共同投稿に係るご提案を妨げるものではございません。
10	キャンペーン設計の提案	台湾人旅行者向けに、公式アカウントと、他メディアを組み合わせたキャンペーン手法も可能でしょうか。	キャンペーンの実施にあたっては、「福島市観光交流推進室公式Instagramアカウント(繁体字)」を軸とした運用であれば、他媒体と組み合わせる方法でも問題ございません。